

兵庫県養父市



地域おこし協力隊

募集要項

多自然地域での人口減少問題の課題に取り組む「養父市（やぶし）」は移住定住全般業務に取り組んでいます。

移住定住全般業務とは具体的に「移住希望者への案内」「ジョブサポート」「イベントの実施」「移住相談の窓口」「情報発信」等の内容です。

そんな養父市の移住相談員になってみたいという方。そして、まちの案内人となって活動いただく地域おこし協力隊を募集します。

地域課題の解決に向けた新たな活動に積極的に取り組んでいただき、地域に活力を与え、魅力あるまちづくりの実現に向けて活動していただけることを期待しております。

あなたの才能を  
養父市はもとめています。



やっぶー

養父市イメージキャラクター

## 1. 業務概要

行政、地域住民及び関係団体と協力、連携し、次のような「地域おこし活動」をしていただきます。

### (1) 移住促進に関する活動

移住課題に向けて、隊員の知識、経験を活かし行政、関係団体と協力、連携して移住全般業務に関する活動を行う。

- ・職業相談、移住相談、空き家調査、空き家見学、オンライン相談など移住促進に関する活動

## 2. 応募資格

- (1) 令和6年1月1日現在で、年齢が20歳以上（性別不問）
- (2) 三大都市圏等に在住し、採用後養父市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。（ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。）
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深める意思のある方。
- (4) 契約期間満了後に養父市内で起業、就業して定住する意思のある方。
- (5) 自らの意思及び責任において活動を実施できる方。
- (6) 自らの力で生活を維持することができる方。
- (7) 契約期間を全うする意思のある方。
- (8) 心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方。
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (10) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作など）の一般的な操作のできる方。
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

## 3. 募集人数

1人

## 4. 活動地域

養父市全域

## 5. 活動日

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる日数

※一か月単位で判断します。

※活動内容によっては、土・日・祝日の活動も含まれます。

## 6. 活動時間

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる時間

## 7. 活動期間

委嘱日から活動開始年度の3月31日まで（予定）

※活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、最長で委嘱日から3年まで延長することができます。

※着任日については、相談のうえ決定します。

## 8. 報償費

月額 200,000円

※予定していた成果が達成されない場合は、減額してお支払いする場合があります。

※活動に必要な経費については予算の範囲内で別途支給。（例：住居手当40,000円以内、車両借上料20,000円程度、活動に必要な消耗品等など）

## 9. 待遇等

- (1) 本市との雇用契約はありません。業務委嘱契約によるものです。
- (2) 社会保険には各自で加入してください。
- (3) 確定申告は各自で行ってください。
- (4) 本市までの交通費、引越しに必要な経費は自己負担となります。
- (5) 活動期間中の住居は、各自で準備してください。ただし、入居に際し必要となる敷金、礼金は市が支払います。
- (6) 毎月の家賃は、既定の範囲内をもって市が負担します。  
※ただし、食費、光熱費、通信費、駐車場代、町内会費等は各自で、ご負担いただきます。
- (7) 田舎暮らしには、通勤や買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。  
※隊員活動、生活にかかわらず、市からの車の貸与はありません。
- (8) 活動に必要な、消耗品等は協議のうえ、購入します。
- (9) 市が必要と認めた研修旅費については、本市の旅費規定に基づき、予算の範囲内で支給します。

## 10. 募集期間

令和6年1月19日（金）から随時受付

※応募人数に達し次第、予告なしに募集を一時停止することがございます。

※応募をお考えの方は下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

## 11. 選考方法

《第1次審査：書類審査》

下記の①から④の書類（※④は任意提出）を準備し、郵送または直接、提出してください。

①「令和5年度 養父市地域おこし協力隊応募用紙」

※応募用紙には、「志望動機、地域おこしに対する思い」と「活動の計画」、「活

動終了後の自分」の項目があり、記入必須となります。

②住民票

③普通自動車運転免許証の写し

④その他PR資料【任意】

※過去に取り組んだ地域おこし活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等の資料や商品開発、研究成果資料等

《第2次審査：一次面接》

第1次審査合格者を対象に実施します。【随時】

開催時間、場所等を改めてお知らせします。【オンライン可能】

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

《第3次審査：二次面接》

第2次審査合格者を対象に実施します。【日程調整後決定】

開催時間、場所等を改めてお知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

【問い合わせ・応募先】

養父市役所 市民生活部 やぶぐらし・地方創生課

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

電話 079-662-3172 (直通)

E-mail yabugurashi@city.yabu.lg.jp